悪臭測定

私たちの生活環境は、工場からの排ガスの他に、飲食店などからの料理のにおいなど、様々なにおいにさらされています。これらのにおいは「快適なにおい」を「かおり」、「不快なにおい」を「悪臭」と定義されています。

官能試験～濃度分析

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質（22 物質）の測定や、 臭気官能試験による臭気指数の測定などを実施し、快適な生活環境の確保に貢献します。

● 採取状況（アンモニア･アルデヒド類）

● ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC/MS)

確かな分析技術

当社は計量法第 107 条で定められた計量証明事業者です。

- 計量証明事業登録（濃度）千葉県第 576 号
- 計量証明事業登録（濃度）山口県第 40 号
- 臭気判定士　1名在籍

Taiheiyo Consultant
株式会社 太平洋コンサルタント
https://www.taiheiyo-c.co.jp

お問い合せはこちら
TEL：03-6630-3811 または、当社ホームページ【お問い合わせ】から、ご連絡ください。